被害果樹の植替えや、これにより生ずる未収益期間に 要する経費を支援します。

- 持続的生産強化対策事業のうち果樹産地再生支援対策 -

果樹産地において、令和2年12月からの大雪による枝折れや倒伏等の 被害が発生したことを受けて、**被害果樹の植替え(改植**)や、これにより 生ずる**未収益期間に要する経費を支援**します。

具体的な支援の内容

改植を行う園地の取組支援

1 改植に要する経費への支援

被災樹体の撤去費や、改植に必要な苗木代等を支援します。

(1) 慣行樹形 (主なもの)

17万円/10a りんご、ぶどう、おうとう、なし、もも等

23万円/10a みかん等のかんきつ類

(2) 省力樹形 (主なもの)

73万円/10a りんごの超高密植(トールスピンドル)栽培

53万円/10a りんごの高密植低樹高(新わい化)栽培

100万円/10a ぶどう、なし、もも等の根域制限栽培

111万円/10a みかん等のかんきつ類の根域制限栽培

33万円/10a なし、もも等のジョイント栽培

2 未収益期間に要する経費への支援

改植後の幼木の管理に必要な肥料代・農薬代に対し、**22万円/10a** (5.5万円/10a×4年分)を**一括交付**します

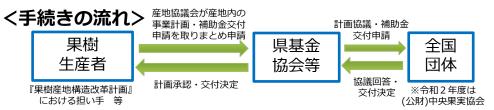
【自然災害時の特例】

- ① **同一品種への改植も支援対象**です(通常:優良品目・品種への改植)。
- ② **被災樹体ごと(1本単位)の改植が可能**です(被災樹体を含めた改植 の総面積が農家ごとに概ね2a以上であれば支援対象)(通常:地続き で概ね2a以上)。

<事業の活用イメージ(定額補助の合計)>

栽培方法・	慣行樹形	省力樹形	
品目	りんご、ぶどう、おうとう等	りんごの超高密植栽培	なし等のジョイント栽培
改植支援	17 万円/10a	73 万円/10a	33 万円/10a
未収益支援	22 万円/10a(品目共通)		
合 計	39 万円/10a	95 万円/10a	55 万円/10a





【お問合せ先】

農林水産省 生産局園芸作物課 需給調整第2班 ☎03-3502-5957

御不明な点があれば、お近くのJAや市町村等の果樹担当または農林水産省までお問い合わせください。